



島根県報

平成22年7月23日（金）

第2,207号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (消 防 防 災 課) 2

【告 示】

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 3

補助金等交付規則第3条の規定により島根県森林環境保全造林事業補助金の交付 (") 3

の対象等を定める告示

補助金等交付規則第3条の規定により島根県農山漁村地域造林事業交付金の交付 (") 4

の対象等を定める告示

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 6

【特定調達公告】

島根県ドクターヘリ運航業務に係る随意契約の相手方等 (医 療 政 策 課) 6

公布された条例等のあらまし

◇島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第55号）

1 規則の概要

- (1) 救助費用の単価を改定することとした。（第4条・第7条・第14条・第14条の4・第26条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 7 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第55号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「2,404,000円」を「2,387,000円」に改める。

第7条第3項第1号の表中

「

17,500 円	22,600 円	33,300 円	39,900 円	50,500 円	7,400 円
29,000 円	37,500 円	52,300 円	61,300 円	77,000 円	10,500 円

を

」

「

17,300 円	22,300 円	32,800 円	39,300 円	49,800 円	7,300 円
28,600 円	37,000 円	51,600 円	60,400 円	75,900 円	10,400 円

に改め、同項第2号の表中

」

「

5,700 円	7,700 円	11,600 円	14,000 円	17,700 円
9,200 円	12,200 円	17,100 円	20,300 円	25,800 円

を

」

「

5,600 円	7,600 円	11,400 円	13,800 円	17,500 円
9,100 円	12,000 円	16,900 円	20,000 円	25,400 円

に改める。

」

」

第13条第4項中「を実施できる期間」を削る。

第14条第3項中「19万9,000円」を「201,000円」に、「15万9,200円」を「160,800円」に改める。

第14条の2第3項及び第14条の3第4項中「の期間」を削る。

第14条の4第2項中「137,500円」を「134,200円」に改める。

第26条第1号を次のように改める。

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 21,600円

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,800円

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,300円

エ 救急救命士 15,100円

オ 土木技術者及び建築技術者 16,300円

カ 大工 15,500円

キ 左官 14,100円

ク とび職 14,500円

第26条第2号及び第3号中「職種別」を「職種」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

島根県告示第477号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年7月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字美田字奥ノ谷3343、3348-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第478号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県森林環境保全造林事業補助金の交付の対

象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定に基づく島根県森林環境保全造林事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成19年島根県告示第705号）は、廃止する。

平成22年7月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県森林環境保全造林事業補助金

2 交付の目的

重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全を図るものとする。

3 交付の対象である事業の内容、交付の率及び補助事業者の範囲

交付の対象である事業の内容	交付の率	補助事業者の範囲
1 育成林整備事業 流域育成林整備事業 (1) 育成単層林整備 (2) 育成複層林整備 (3) 機能増進保育 (4) 団地間伐 (5) 長期育成循環整備 (6) 付帯施設等整備	事業費の10分の4	1 市町村 2 森林所有者（3から7までに掲げる者を除く。） 3 森林組合 4 生産森林組合 5 森林組合連合会 6 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号の森林整備法人
2 機能回復整備事業 (1) 保全松林緊急保護整備事業 ア 育成単層林整備 イ 育成複層林整備 ウ 付帯施設等整備 (2) 被害地等森林整備事業 ア 育成単層林整備 イ 育成複層林整備 ウ 機能増進保育 エ 付帯施設等整備	事業費の10分の7 事業費の10分の4	7 森林法（昭和26年法律第249号）第11条第4項の認定を受けた者 8 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に規定する者又は同条第8号に規定する団体 9 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項の特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者

注 交付の対象となる事業は、この表に掲げる事業であって、知事が別に定める基準に適合するものとする。

島根県告示第479号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県農山漁村地域造林事業交付金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成22年7月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県農山漁村地域造林事業交付金

2 交付の目的

重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、も

って森林環境の保全を図るものとする。

3 交付の対象である事業の内容、交付の率及び事業者の範囲

交付の対象である事業の内容	交付の率	事業者の範囲
1 育成林整備事業		1 市町村
(1) 公的森林整備推進事業	事業費の10分の5	2 森林所有者（3から7までに掲げる者を除く。）
ア 育成単層林整備		3 森林組合
イ 育成複層林整備		4 生産森林組合
ウ 機能増進保育		5 森林組合連合会
エ 団地間伐		6 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号の森林整備法人
オ 長期育成循環整備		7 森林法（昭和26年法律第249号）第11条第4項の認定を受けた者
カ 付帯施設等整備		8 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に規定する者又は同条第8号に規定する団体
(2) 流域育成林整備事業	事業費の10分の4	9 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項の特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者
ア 育成単層林整備		
イ 育成複層林整備		
ウ 機能増進保育		
エ 団地間伐		
オ 長期育成循環整備		
カ 付帯施設等整備		
2 共生環境整備事業	事業費の10分の7（用地等取得は、10分の4）	
(1) 森林空間総合整備事業		
ア 全体計画調査		
イ 共生環境整備		
ウ 付帯施設整備		
エ 林内歩道等整備		
オ 用地等取得		
(2) 絆の森整備事業		
ア 全体計画調査		
イ 共生環境整備		
ウ 付帯施設整備		
エ 林内歩道等整備		
オ 用地等取得		
3 機能回復整備事業		
(1) 保全松林緊急保護整備事業	事業費の10分の7	
ア 育成単層林整備		
イ 育成複層林整備		
ウ 付帯施設等整備		
(2) 特定森林造成事業		
ア 特定林地改良	事業費の10分の7	
イ 耕作放棄地等森林造成	事業費の10分の4	
(7) 育成単層林整備		
(4) 育成複層林整備		
(9) 付帯施設等整備		

ウ 造林未済地緊急造林	事業費の10分の4	
(3) 被害地等森林整備事業	事業費の10分の4	
ア 育成単層林整備		
イ 育成複層林整備		
ウ 機能増進保育		
エ 付帯施設等整備		

注 交付の対象となる事業は、この表に掲げる事業であって、知事が別に定める基準に適合するものとする。

島根県告示第480号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年 7 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 区域の名称 東牛谷（追加1）

(2) 土地の表示

昭和55年島根県告示第247号で指定した標柱4号と標柱5号を結んだ線、標柱4号と次に掲げる地番の土地に存する標柱9号を結んだ線、標柱9号から標柱14号までを順次に結んだ線及び標柱14号と標柱5号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市島根町加賀700番2	4号
〃 665番	5号
〃 700番2	9号
〃 699番1	10号
〃 699番	11号
〃 6151番1	12号
〃 665番3	13号
〃 665番	14号

2(1) 区域の名称 東牛谷（追加2）

(2) 土地の表示

昭和55年島根県告示第247号で指定した標柱6号から標柱8号までを順次に結んだ線、標柱8号と次に掲げる地番の土地に存する標柱15号を結んだ線及び標柱15号と標柱6号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市島根町加賀665番21	6号
〃 664番1	7号
〃 6153番	8号
〃 664番1	15号

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平

成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成22年7月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県ドクターヘリ運航業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県健康福祉部医療政策課 島根県松江市殿町128番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成22年7月6日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

セントラルヘリコプターサービス株式会社

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地1

5 随意契約に係る契約金額

472,215,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

8 企画提案競技の実施についての公告を行った日

平成22年5月7日